

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

### 告 示

ページ

○要措置区域の指定	（環境対策課）	一
○形質変更時要届出区域の指定	（同）	二
○生活保護法による指定介護機関の指定	（社会福祉課）	三
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	（同）	七
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	（同）	九
○認証食品の認証（二十件）	（食産業振興課）	九
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	一三
○道路の区域変更	（道路課）	一四
○道路の供用開始	（同）	一四
○宮城県上沼高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（三件）	（教育庁高校教育課）	一四
○土地改良区の定款変更の認可	（東部地方振興事務所）	一五
○開発行為に関する工事の完了（二件）	（建築宅地課）	一五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（教育庁高校教育課）	一五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（警察本部会計課）	一七

## 告 示

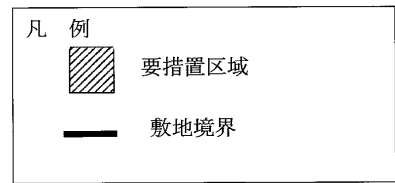
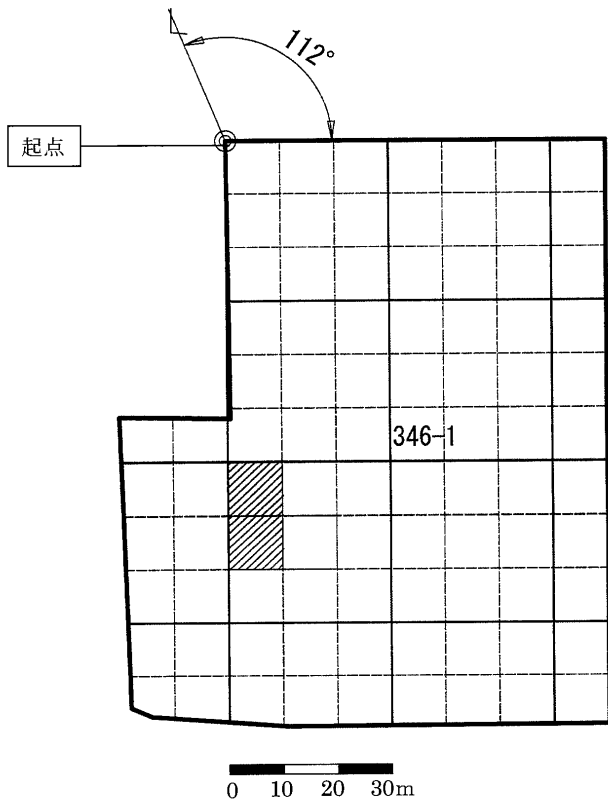
○宮城県告示第四百六十三号  
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、要措置区域として、次のとおり指定する。

平成二十四年五月二十五日

### 要措置区域

名取市植松字入生三百四十六番一の一部とし、次の図のとおりとする。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



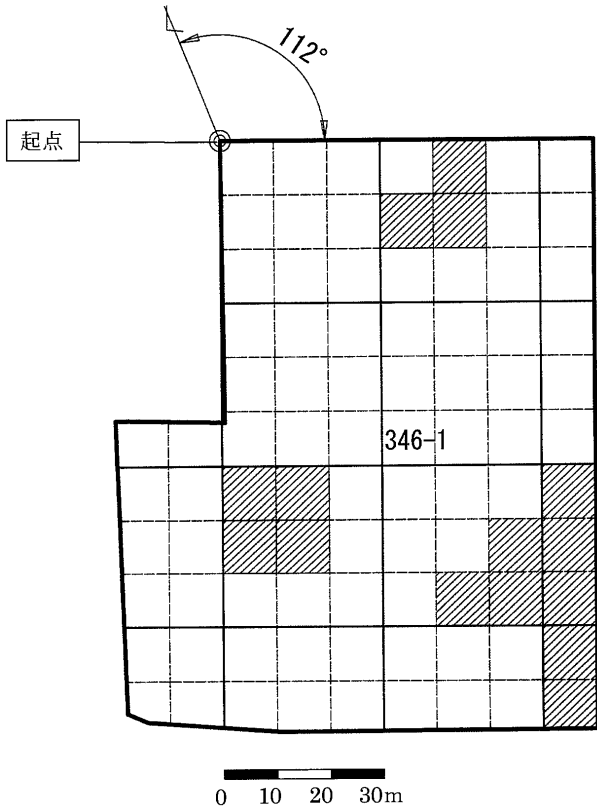
< 起 点 >

起点は、対象地の北端とする。


< 格子の回転角度 > 112°


格子の回転角度は、起点を通り東西及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

- 一 要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類六価クロム化合物
  - 二 要措置区域において講ずべき指示措置  
当該土地において地下水の水質の測定を行うこと。
  - 三 宮城県告示第四百六十四号  
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。  
平成二十四年五月二十五日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 形質変更時要届出区域  
名取市植松字入生三百四十六番一の一部とし、次の図のとおりとする。



凡 例

 形質変更時要届出区域

 敷地境界

< 起 点 >

起点は、対象地の北端とする。

< 格子の回転角度 > 112°

格子の回転角度は、起点を通り東西及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

○宮城県告示第四百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十四年五月二十五日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 訪問看護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
ヘルパーステーション陽	黒川郡富谷町東向陽台三丁目七番地五向陽台サニ ハイツ八百十三号	有限会社シー・キューブ	黒川郡富谷町明石台五丁目二番地二
平成二十四年四月十五日			
三 通所介護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
訪問看護ステーションおおしま	気仙沼市字廻館五十五番地二	医療法人深仁会	北海道南区定山溪温泉西三丁目七十一番地
平成二十四年四月一日			
リハビリ訪問看護ステーションつばさ仙南	亘理郡亘理町逢隈田沢字早川七十五・一	株式会社クオリティライフ	福島県相馬市新沼字坪ヶ迫十一番地一
平成二十四年四月一日			
特別養護老人ホームウイング	黒川郡大郷町羽生字金井川九十四番一	社会福祉法人善俊会	黒川郡大郷町羽生字金井川九十四番一
平成二十四年四月一日			
百笑いろは	石巻市鹿妻南五丁目五番十七号	株式会社エターナルキャスト	東京都台東区東上野三丁目十四番八号まつの屋ビル 四階
平成二十四年四月十五日			
清優館デイサービスセンター	石巻市鮎川浜清崎山七番地	社会福祉法人旭壽会	石巻市北村字暮ヶ崎一十七番二
平成二十四年四月一日			
ぱんぷきん介護センターデイサービスセンターはまなす	石巻市大橋三丁目一番三号	ぱんぷきん株式会社	石巻市丸井戸三丁目三番八号
平成二十四年五月一日			
社会貢献型通所介護事業所おぢやっこ倶楽部	大崎市三本木新沼字中谷地屋敷七十九番地	株式会社てづくり介護	大崎市三本木新沼字中谷地屋敷七十九番地
平成二十四年三月一日			
四 通所リハビリテーション			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
女川町地域医療センター	牡鹿郡女川町鷺神浜字堀切山五十一番地六	公益社団法人地域医療振興協会	東京都千代田区平河町二丁目六番三号
平成二十四年四月一日			
五 短期入所生活介護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
特別養護老人ホームウイング	黒川郡大郷町羽生字金井川九十四番一	社会福祉法人善俊会	黒川郡大郷町羽生字金井川九十四番一
平成二十四年四月一日			

六 短期入所療養介護

せんだんの杜ものうなかつやま短期入所生活介護事業所	石巻市桃生町給人町字東町九十六番地二	社会福祉法人東北福祉会	仙台市青葉区国見ヶ丘六丁目百四十九番地一	平成二十四年四月一日
せんだんの杜ものううした短期入所生活介護事業所	石巻市桃生町牛田字雷四十二番地一	社会福祉法人東北福祉会	仙台市青葉区国見ヶ丘六丁目百四十九番地一	平成二十四年四月一日
おおしまショートステイセンター	気仙沼市字廻館五十五番地二	医療法人溪仁会	北海道南区定山溪温泉西三丁目七十一番地	平成二十四年四月一日

七 認知症対応型共同介護

女川町地域医療センター	牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山五十一番地六	公益社団法人地域医療振興協会	東京都千代田区平河町二丁目六番三号	平成二十三年十月一日
-------------	---------------------	----------------	-------------------	------------

八 居宅介護支援事業

グループホームポラーノ	気仙沼市田中前四丁目六番地五	特定非営利活動法人なごみ	気仙沼市田中三十六番地一	平成二十四年四月一日
-------------	----------------	--------------	--------------	------------

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
石巻市河北地域包括支援センター	石巻市大森字内田一番地二十八	社会福祉法人和仁福祉会	石巻市山下町一丁目十一番二十二号	平成二十四年四月一日
恵泉会東和介護支援センター	登米市東和町米谷字新細待井一番地	社会福祉法人恵泉会	登米市迫町佐沼字江合三丁目十六番地二	平成二十四年四月一日

九 介護老人福祉施設

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホームウイング	黒川郡大郷町羽生字金井川九十四番一	社会福祉法人善俊会	黒川郡大郷町羽生字金井川九十四番一	平成二十四年四月一日

十 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
十一 介護予防訪問看護				
ヘルパーステーション陽 ホームヘルパーステーションお しま	黒川郡富谷町東向陽台三丁目七番地五向陽台サニ ハイツ八百十三号 気仙沼市字廻館五十五番地二	有限会社シー・キューブ 医療法人溪仁会	黒川郡富谷町明石台五丁目二番地二 北海道南区定山溪温泉西三丁目七十一番地	平成二十四年四月十五日 平成二十四年四月一日
十二 介護予防通所介護				
事業所の名称 リハビリ訪問看護ステーションつ ばさ仙南 訪問看護ステーションおしま	事業所の所在地 亘理郡亘理町逢隈田沢字早川七十五・一 気仙沼市字廻館五十五番地二	申請者の名称 株式会社クオリティライ フ 医療法人溪仁会	申請者の所在地 福島県相馬市新沼字坪ヶ迫十一番地一 北海道南区定山溪温泉西三丁目七十一番地	指定年月日 平成二十四年四月一日 平成二十四年四月一日
十三 介護予防通所リハビリテーション				
事業所の名称 特別養護老人ホームウイング 百笑いろは ぱんぷきん介護センターデイサー ビスセンターはまなす デイサービスセンターおおしま 社会貢献型通所介護事業所おぢ やつこ倶楽部 清優館デイサービスセンター	事業所の所在地 黒川郡大郷町羽生字金井川九十四番一 石巻市鹿妻南五丁目五番十七号 石巻市大橋三丁目一番三号 気仙沼市字廻館五十五番地二 大崎市三本木新沼字中谷地屋敷七十九番地 石巻市鮎川浜清崎山七番地	申請者の名称 社会福祉法人善俊会 株式会社エターナルキャス ト ぱんぷきん株式会社 医療法人溪仁会 株式会社つくり介護 社会福祉法人旭壽会	申請者の所在地 黒川郡大郷町羽生字金井川九十四番一 東京都台東区東上野三丁目十四番八号まつの屋ビル 四階 石巻市丸井戸三丁目三番八号 北海道南区定山溪温泉西三丁目七十一番地 大崎市三本木新沼字中谷地屋敷七十九番地 石巻市北村字暮ヶ崎一十七番二	指定年月日 平成二十四年四月一日 平成二十四年四月十五日 平成二十四年五月一日 平成二十四年四月一日 平成二十四年三月一日 平成二十四年四月一日
十四 介護予防短期入所生活介護				
事業所の名称 女川町地域医療センター	事業所の所在地 牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山五十一番地六	申請者の名称 公益社団法人地域医療振興 協会	申請者の所在地 東京都千代田区平河町二丁目六番三号	指定年月日 平成二十四年四月一日

特別養護老人ホームウイング	黒川郡大郷町羽生字金井川九十四番一	社会福祉法人善俊会	黒川郡大郷町羽生字金井川九十四番一	平成二十四年四月一日
せんだんの杜ものうなかつやま短期入所生活介護事業所	石巻市桃生町給人町字東町九十六番地二	社会福祉法人東北福祉会	仙台市青葉区国見ヶ丘六丁目百四十九番地一	平成二十四年四月一日
せんだんの杜ものううした短期入所生活介護事業所	石巻市桃生町牛田字雷四十二番地一	社会福祉法人東北福祉会	仙台市青葉区国見ヶ丘六丁目百四十九番地一	平成二十四年四月一日
おおしまショートステイセンター	気仙沼市字廻館五十五番地二	医療法人漢仁会	北海道南区定山深温泉西三丁目七十一番地	平成二十四年四月一日

十五 介護予防短期入所療養介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
女川町地域医療センター	牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山五十一番地六	公益社団法人地域医療振興協会	東京都千代田区平河町二丁目六番三号	平成二十三年十月一日

十六 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホームボラーノ	気仙沼市田中前四丁目六番地五	特定非営利活動法人なごみ	気仙沼市田中前三十六番地一	平成二十四年四月一日

十七 介護予防支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
石巻市牡鹿地域包括支援センター	石巻市鮎川浜清崎山七番地	社会福祉法人旭壽会	石巻市北村字幕ヶ崎一十七番一	平成二十四年四月一日
東松島市地域包括支援センター	東松島市矢本字大溜九番地一	社会福祉法人東松島市社会福祉協議会	東松島市小松字上浮足二百五十二番地三	平成二十四年四月一日

○宮城県告示第四百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩





新	旧	新
サポートセンターころんぶす清水	サポートセンターころんぶす清水	栗原市若柳字川北古川十四番地八
サポートセンターころんぶす西館	栗原市一迫真坂字清水玉屋二十・三	栗原市一迫真坂字鶴町百三十五
	特定非営利活動法人みやぎ身体障害者サポートクラブ	栗原市一迫真坂字鶴町百三十五・四
		平成二十四年四月一日

○宮城県告示第四百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
旭壽会ケアプランセンター	石巻市雄勝町小島字和田百二十三番地	社会福祉法人旭壽会	居宅介護支援事業	平成二十四年三月三十一日
特別養護老人ホームおしか清心苑	石巻市鮎川浜清崎山七番地	社会福祉法人旭壽会	居宅介護支援事業	平成二十四年三月三十一日

○宮城県告示第四百六十八号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百十四	豆腐	社会福祉法人はらから福祉会 理事長 武田元	社会福祉法人はらから福祉会 蔵王すずしろ	刈田郡蔵王町遠刈田温泉七日原一・七二九
七百五十	みやぎの純米酒	宮城ふるさと酒造株式会社 代表取締役 青沼英	宮城ふるさと酒造株式会社	大崎市古川馬寄字屋敷二・二

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 認証年月日

平成二十三年七月二十八日

○宮城県告示第四百六十九号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百五十	ジャム類	鎌戸啓子	鎌戸啓子	巨理郡巨理町吉田字作田七十

二 認証年月日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十三年八月三日  
○宮城県告示第四百七十号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証 番号 百五十 六	品 目 湯通し塩 蔵わかめ	申請者の氏名 又 は 名 称 有限会社タツミ食品 代表取締役 遠藤市 男	製造業者の名称 又 は 屋 号 有限会社タツミ食品	製造所等の所在地 石巻市北上町十三浜字松ノ坂 五十二
----------------------	---------------------	--	---------------------------------	----------------------------------

二 認証年月日

平成二十三年八月十二日

○宮城県告示第四百七十一号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証 番号 百十三	品 目 ち 枥つきも	申請者の氏名 又 は 名 称 有限会社イースト フアームみやぎ 代表取締役 赤坂芳 則	製造業者の名称 又 は 屋 号 有限会社イーストフ アームみやぎ	製造所等の所在地 遠田郡美里町一郷字前谷地百 十四番地
百五十 三	乾（干） し魚介藻 類	有限会社菅原 代表取締役 菅原元	有限会社菅原	黒川郡大和町吉田字上嘉太神 十番地一
百五十 四	くん製魚 介類	有限会社菅原 代表取締役 菅原元	有限会社菅原	黒川郡大和町吉田字上嘉太神 十番地一

二 認証年月日

平成二十三年八月二十四日

○宮城県告示第四百七十二号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証 番号 百五十 五	品 目 宮城県産 仙台味噌	申請者の氏名 又 は 名 称 仙台味噌醤油株式会 社取締役社長 遠藤勝 之	製造業者の名称 又 は 屋 号 仙台味噌醤油株式会 社わさび沢工場	製造所等の所在地 大崎市松山金谷字山葵沢東六 番地一
百五十 九	宮城県産 仙台味噌	仙台味噌醤油株式会 社取締役社長 遠藤勝 之	仙台味噌醤油株式会 社わさび沢工場	大崎市松山金谷字山葵沢東六 番地一

二 認証年月日

平成二十三年九月七日

○宮城県告示第四百七十二号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証 番号 百九十 四	品 目 仙台牛	申請者の氏名 又 は 名 称 株式会社真成フーズ 代表取締役 尾形猛	製造業者の名称 又 は 屋 号 株式会社真成フーズ	製造所等の所在地 大崎市古川清水字新田六十番 地一
----------------------	------------	---	---------------------------------	---------------------------------

二 認証年月日

平成二十三年九月二十八日

○宮城県告示第四百七十四号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

一 認証食品

百五十	認証 番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
八		農産物漬 物	相澤サカ子	相澤サカ子	宮城郡七ヶ浜町花淵浜字浜沼 十四・十一

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 認証年月日

平成二十三年十月六日

○宮城県告示第四百七十五号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

百十五	認証 番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
仙		台牛	株式会社藤崎 郎助	株式会社藤崎 キドマーク ケットフジサ	仙台市泉区寺岡四丁目一番一 号

二 認証年月日

平成二十三年十一月二日

○宮城県告示第四百七十六号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

百十	認証 番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
ち		枺つきも	有限会社田尻もち工 房ふつくら 代表取締役 西大條 利津夫	有限会社田尻もち工 房ふつくら	大崎市田尻通木字中崎一十五 番地五

二 認証年月日

平成二十三年十一月八日

○宮城県告示第四百七十七号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

六十九	認証 番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
料		果実等飲	伊藤文信	尾形明	加美郡加美町下新田字松木三

二 認証年月日

平成二十三年十一月二十九日

○宮城県告示第四百七十八号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

百九十	認証 番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
五		農産物漬 物	豊屋食品工業株式会 社 代表取締役 奥津弘	豊屋食品工業株式会 社	柴田郡柴田町大字下名生字八 剣二十

二 認証年月日

平成二十三年十二月九日

○宮城県告示第四百七十九号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

一 認証食品

九	品目 仙台牛	申請者の氏名 海老沢精肉店	製造業者の名称 海老沢精肉店	製造所等の所在地 仙台市太白区八木山本町二丁目三六・二
三十七	品目 仙台牛	申請者の氏名 株式会社オカザキ 代表取締役 岡崎敏郎	製造業者の名称 株式会社オカザキ	製造所等の所在地 仙台市青葉区中山五丁目一番六号
八十五	品目 宮城県産 仙台味噌	申請者の氏名 ヤマカノ醸造株式会社 代表取締役 鈴木彦衛	製造業者の名称 ヤマカノ醸造株式会社	製造所等の所在地 登米市登米町寺池九日町一番地
百六十	品目 農産物漬	申請者の氏名 木村みい子	製造業者の名称 木村食品	製造所等の所在地 東松島市矢本字上額下六十九

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 認証年月日

平成二十四年一月十九日

○宮城県告示第四百八十号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

百六十	品目 塩蔵等魚	申請者の氏名 有限会社いかや 代表取締役 阿部秀次	製造業者の名称 有限会社いかや	製造所等の所在地 牡鹿郡女川町旭が丘二・十一
-----	------------	---------------------------------	--------------------	---------------------------

二 認証年月日

平成二十四年一月二十日

○宮城県告示第四百八十一号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

五十九	品目 ちづきも	申請者の氏名 有限会社もちっ小屋 代表取締役 狩野千 万男	製造業者の名称 有限会社もちっ小屋 でん	製造所等の所在地 栗原市一迫真坂字本町二番地
-----	------------	--	----------------------------	---------------------------

二 認証年月日

平成二十四年一月二十三日

○宮城県告示第四百八十二号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

五十	品目 仙台牛	申請者の氏名 株式会社楽農ミート 代表取締役 笹崎静 雄	製造業者の名称 株式会社埼玉種畜牧 場サイボクハム仙台 泉店	製造所等の所在地 仙台市泉区南中山二丁目五・三
----	-----------	---------------------------------------	---	----------------------------

二 認証年月日

平成二十四年一月二十四日

○宮城県告示第四百八十三号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

五十六	品目 ちづきも	申請者の氏名 有限会社日下食品 代表取締役 日下清	製造業者の名称 有限会社日下食品	製造所等の所在地 白石市字清水小路四十八番地
-----	------------	---------------------------------	---------------------	---------------------------

二 認証年月日

平成二十四年二月七日

○宮城県告示第四百八十四号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

二	認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
		生いもこんにやく	有限会社佐藤弱商店 代表取締役 佐藤剛	有限会社佐藤弱商店	亘理郡山元町真庭字浅生二一六

二 認証年月日

平成二十四年三月七日

○宮城県告示第四百八十五号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

六	百九十	認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
			農産物漬	相澤サカ子	相澤サカ子	宮城県七ヶ浜町花洲浜字浜沼十四・十一

二 認証年月日

平成二十四年三月二十一日

○宮城県告示第四百八十六号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

三十二	認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
		仙台牛	吉田酒肉店 吉田司	吉田酒肉店	塩釜市南町一番二十五号

二 認証年月日

平成二十四年三月二十三日

○宮城県告示第四百八十七号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

六	百四十	認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
			宮城県産 仙台味噌	株式会社佐々重 代表取締役社長 佐々木淳一郎	仙台味噌醤油株式会社 社わさび沢工場	大崎市松山金谷山字葵沢東六番地一

二 認証年月日

平成二十四年五月十五日

○宮城県告示第四百八十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十四年五月十八日

二 商号又は名称等

三勝塗装工業	仙台市宮城野区東仙台	建設業 許可番号 般・二十二	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類	受付年月日
				平成二十四年

勝木 優子	二丁目十二・七・一〇 三	第八千五百三 十六号	一般建設業 塗装工事業	四月二十三日
株式会社タイセ ン小川 弘行	黒川郡富谷町富谷字栃 木沢五・一	般・二十二 号 第一万六千十	一般建設業 左官工事業 塗装工事業	平成二十四年 四月二十七日
ベストサポート 株式会社 堀内 章	仙台市宮城野区苦竹二 丁目三・二十四	般・二十四 号 第一万七千九 百十七号	一般建設業 管工事業	平成二十四年 四月十七日
松戸工業株式会 社 松戸 悟	仙台市宮城野区白鳥二 丁目二十八・十一	般・二十二 号 第一万八千五 百五十五号	一部廃業 一般建設業 とび・土工事業	平成二十四年 四月二十六日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九條第一項第四号に該当

○宮城県告示第四百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を  
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東  
部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河北桃生線
- 三 道路の区域

変更の区間				
石巻市福地字堤上無番地先から 同市三輪田字上新田無番地先まで				
変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考	
前 A	八・〇	五、七五八・〇	上記A、B 及びCは、関 係図面に表示 する敷地の区 分をいう。	
後 B	八・〇	五、七五八・〇		
C	八・〇	五、七五八・〇		

○宮城県告示第四百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を  
開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東  
部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路 路の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河北桃生線	石巻市福地字堤上無番地先から 同市三輪田字上新田無番地先まで	平成二十四年 五月二十五日

○宮城県告示第四百九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八條第一項の規定により、宮城県上沼高  
等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十四年四  
月一日次のとおり委託した。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 委託の相手方  
仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部  
登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合
- 二 委託期間  
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八條第一項の規定により、宮城県上沼高  
等学校の農産物の株式会社宮城県食肉流通公社における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二  
十四年四月一日次のとおり委託した。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 委託の相手方  
仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部  
登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高等学校の農産物のなかだ農産物直売所における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十四年四月一日次のとおり委託した。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

登米市中田町石森字本町九十五番の一 なかだ農産物直売所管理運営組合

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十四号

登米市豊里町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十四年五月十七日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年五月二十五日

宮城県東部地方振興事務所

所長 大 内 仁

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年五月二十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東松島市矢本字三間堀二百十八番一の一部

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

塩竈市浦戸寒風沢字湊四十六番地

太田 正彦

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年五月二十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城郡七ヶ浜町東宮浜字西兼田六番一及び七番

十三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城郡七ヶ浜町汐見台五丁目二番地の五

有限会社トランスポートサービス

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 七十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十四年七月十七日 午前十一時

4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十四年八月 月 二百キロリットル 平成二十四年十一月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。  
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とほぼ同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年六月二十一日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 荻野 智志 電話〇二二・二二一・三六二二）

2 入札説明書の交付期限

平成二十四年六月二十一日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年六月二十一日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十四年六月二十七日午前九時から平成二十四年七月五日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十四年七月五日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十四年七月六日午前十時 高校教育課内（宮城県行政庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他



- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第一条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一元未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額、以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
- 8 契約書作成の要否 要
- 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No. 2) 70 Kiloliters
- 2 Deadline for Delivery : July 17, 2012
- 3 Place of Delivery : Miyaginaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture
- 4 Deadline for Bid : July 5, 2012, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Satoshi Ogino, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan, TEL: 022-211-3621

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 自動車保管場所管理システム賃借 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 平成二十四年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで
  - 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
  - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
  - 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。  
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- (→) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及

び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二十六条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二十条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十四年六月十九日(火)、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二・二二一・七七一、内線二二三)

2 入札説明書等の交付期限

平成二十四年六月六日(水)、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年六月十九日(火)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に

おいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十四年七月三日(火)、午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年七月四日(水)、午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十二条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
- 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Item/Service Required : Lease of car parking space management system - 1 set
- 2 Duration of Contract : From November 1, 2012 to October 31, 2017
- 3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, and other places
- 4 Bid Deadline : July 3, 2012, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext 2232